

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 8 月 10 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## ◆年金確保支援法関係の政省令の公布について◆

平成 23 年 8 月 4 日に年金確保支援法が成立いたしました。本日、関連政省令が公布されました（公布の日から施行）。

### 改正された政令

- ・国民年金法施行令
- ・国民年金基金令
- ・厚生年金基金令
- ・確定拠出年金法施行令

（以上、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」により改正）

### 改正された省令

- ・厚生年金基金規則
- ・確定給付企業年金法施行規則

（以上、「厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」により改正）

### 改正概要（企業年金関係）

#### ○厚生年金基金令

- ・特定基金（最低責任準備金 > 年金給付等積立金の状態で解散予定の基金）が納付



の猶予等を認められる場合の要件の一部が以下のとおり改正された。

改正要件①

(現行)

当該基金の過去2年間の掛金の総額／標準報酬月額総額

>

平成14年度における全基金の掛金の総額／標準報酬月額総額

(掛金は免除保険料を除く。比率算定の詳細は省令による)

(変更)

当該基金の過去2年間の掛金の総額／(標準報酬月額総額＋標準賞与額)

>

平成21年度における全基金の掛金の総額／(標準報酬月額総額＋標準賞与額)

改正要件②

(現行)

前事業年度末における過去期間代行給付現価 ≥ 前事業年度の標準報酬月額総額

(変更)

前事業年度の年金及び一時金給付額 > 前事業年度の掛金額

○確定拠出年金法施行令

- ・加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務の全部又は一部を企業年金連合会に委託することに関連し、文言整備が行われた。

○厚生年金基金規則

- ・加入員の減少に係る掛金の一括徴収について以下の場合が定められた。
  - ①設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合
  - ②その他、規約で定めるところにより、設立事業所に使用される当該基金の加入員数が減少する場合
- ・厚生年金基金令の改正に伴い関連申請書類が改正され、前記改正要件のとおり、標準賞与額を考慮することとなったことなどから、比率算定方法に修正が加えられるとともに、文言整備が行われた。
- ・特定基金の納付計画には、一部の設立事業所が事業を廃止した場合に、当該廃止事業所の負担分の他の設立事業所の負担方法を定めることとなっているが、当該負担方法は公平なものとするのが明記された。

○確定給付企業年金法施行規則

- ・加入者の減少に係る掛金の一括徴収について、厚生年金基金規則と同様の規定が定められた。

以上

